

地方行政サービス改革の取組状況等(平成29年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名
34369	広島県	北広島町

(1)民間委託

	直営(※)	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】
本庁舎の清掃	0	
本庁舎の夜間警備	0	
案内・受付	0	
電話交換	0	
公用車運転	0	
し尿収集	0	
一般ごみ収集	0	
学校給食(調理)	0	
学校給食(運搬)	0	
学校用務員事務	0	
水道メーター検針	0	
道路維持補修・清掃等	0	
ホームヘルパー派遣	0	
在宅配食サービス	0	
情報処理・庁内情報システム維持	0	
ホームページ作成・運営	0	
調査・集計	0	

※平成29年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(3)窓口業務

総合窓口の設置 設置状況	設置予定なし	→	予定時期		窓口業務の民間委託 委託状況	委託予定なし	
BPRの手法を用いた業務分析			取組状況	0	→	業務改革効果	0

(4)庶務業務の集約化

実施状況	委託状況	→	対象部局	対象業務
実施予定なし	委託予定なし		首長部局 企業局 教育委員会 その他	給与 旅費 福利厚生 財務会計

「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、「実施予定あり」の団体は「実施予定時期」を記述してください。
【入口が5万人未満の団体は回答不要】

BPRの手法を用いた業務分析

取組状況	0	→	業務改革効果	0
------	---	---	--------	---

(2)指定管理者制度等の導入

	公の施設数	制度導入施設数	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員 常駐施設数	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方
体育館	4	4	100.0%	0	0	
競技場 (野球場、テニスコート等)	6	6	100.0%	0	0	
プール	5	4	80.0%	廃止も含め検討中	0	
海水浴場	0	0	0.0%	0	0	
宿泊施設 (ホテル、温泉施設等)	2	2	100.0%	0	0	
休業施設 (公民館、遊山の室等)	0	0	0.0%	0	0	
キャンプ場等	0	0	0.0%	0	0	
産業情報提供施設	0	0	0.0%	0	0	
展示場施設、見本市施設	0	0	0.0%	0	0	
開放型研究施設等	0	0	0.0%	0	0	
大規模公園	0	0	0.0%	0	0	
公営住宅	22	0	0.0%	公営住宅の多くは、築年数が相当経過しており、修繕費が多くなっているためメリット	0	
駐車場	4	0	0.0%	無料駐車場のため	0	
大規模公園、斎場等	3	0	0.0%	施設の老朽化に伴い、施設の維持修繕が必要のため財源を管理しているが、火	0	
図書館	4	0	0.0%	公民館等との併設であるため	2	図書館については新職員で運営、また分館が所については公民館にあることから、直営で運営と考えている。
博物館	8	0	0.0%	規模が小さいため、それぞれを指定管理とするコストが削減のため	1	博物館については新職員で運営、また分館が所については公民館にあることから、直営で運営と考えている。
公民館、市民会館	4	0	0.0%	公民館等にはそのほか施設も地方公共団体が、社会教育施設として社会教育を担う公民館、図書館と併設であり、直営により一括管理するほうが、コストが抑えられる	4	公民館等にはそのほか施設も地方公共団体が、社会教育施設として社会教育を担っているため、指定管理者制度による民間委託は行わない。
文化会館	2	1	50.0%		0	
各層所、研修所等 (青少年の家を含む)	1	1	100.0%	0	0	
特別養護老人ホーム	0	0	0.0%	0	0	
介護支援センター	0	0	0.0%	0	0	
福祉・保健センター	3	0	0.0%	自治体診療所・病院と併設であるため導入は困難	2	
児童クラブ、学童館等	5	0	0.0%		0	

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済み	○	→	類型	実施時期
			自治体クラウド	平成27年度
			単独クラウド	
実施予定		→	類型	実施予定時期
			自治体クラウド	
			単独クラウド	
検討中		→	検討状況	
未実施		→	実施しない理由	

※別途調査

(6)公共施設等総合管理計画

策定済み		→	策定予定	→	策定予定時期
【参考】 策定割合(類似団体)			策定割合(全国)		

※別途調査

(7)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)	作成済み	→	作成予定	→	作成完了予定年度
【参考】 作成割合(類似団体)			作成割合(全国)		

※ 統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するように要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。